

毎週月、水、金曜日発行

富山県報

令和8年10月7日

水曜日

第5577号

目次

告 示

- 指定障害児通所支援事業者の指定 1
- 指定障害児通所支援の事業の廃止 2
- 指定居宅サービス事業者の廃止の届出
- 指定居宅サービス事業者の指定 3

公安委員会告示

- 乗合自動車の停留所における旅客の運送の用に供する自動車の停車又は駐車に関する合意

公 告

- 土地改良区の役員の就退任 4

告 示

富山県告示第434号

指定障害児通所支援事業者の指定について

児童福祉法（昭和22年法律第 164号）第21条の5の3第1項の規定により、指定障害児通所支援事業者として次のとおり指定したので、同法第21条の5の25第1号の規定により公示する。

令和8年10月7日

富山県知事 新 田 八 朗

指定障害児通所支援の種類	指定年月日	事業所番号	申請者		事業所	
			名称	主たる事務所の所在地	名称	所在地
放課後等デイサービス	令和8年10月1日	1650200452	株式会社とらいあんぐる	高岡市戸出西部金屋418	放課後等デイサービスふるーと	高岡市福岡町江尻 219-1

富山県告示第435号

指定障害児通所支援の事業の廃止について

児童福祉法（昭和22年法律第 164号）第21条の 5 の20第 4 項の規定により、次のとおり指定障害児通所支援の事業を廃止する旨の届出があったので、同法第21条の 5 の25第 2 号の規定により公示する。

令和 8 年10月 7 日

富山県知事 新 田 八 朗

支援の種類	廃止年月日	事業所番号	事業者		事業所	
			名称	主たる事務所の所在地	名称	所在地
共生型児童発達支援、共生型放課後等デイサービス	令和 8 年11月 1 日	1650700071	特定非営利活動法人がらんく	黒部市生地 249番地	上町の家	黒部市生地 249番地

富山県告示第436号

指定居宅サービス事業者の廃止の届出について

介護保険法（平成 9 年法律第 123号）第41条第 1 項に規定する指定居宅サービス事業者から同法第75条第 2 項の規定により次のとおり廃止の届出があったので、同法第78条第 2 号の規定により公示する。

令和 8 年10月 7 日

富山県知事 新 田 八 朗

事業者の名称		神崎福祉会株式会社
サービスの種類		訪問介護
事業所	名称	サンケア高岡
	所在地	高岡市赤祖父 636番地
	介護保険事業所番号	1670201944
廃止の届出を受理した年月日		令和 8 年 8 月31日

富山県告示第437号

指定居宅サービス事業者の指定について

介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）第 41 条第 1 項の規定により、次のとおり指定居宅サービス事業者を指定したので、同法第 78 条第 1 号の規定により公示する。

令和 8 年 10 月 7 日

富山県知事 新 田 八 朗

事業所番号	1671100954	
指定年月日	令和 8 年 10 月 1 日	
申 請 者	名称	医療法人真生会
事 業 所	所在地	射水市橋下条1564番地
	名称	真生会ヘルパーステーションゆいわ
サービスの種類	訪問介護	

事業所番号	1670203197	
指定年月日	令和 8 年 10 月 1 日	
申 請 者	名称	社会福祉法人SUNCARE
事 業 所	所在地	高岡市赤祖父 636 番地
	名称	サンケア高岡
サービスの種類	訪問介護	

富山県公安委員会告示第82号

乗合自動車の停留所における旅客の運送の用に供する自動車の停車又は駐車に関する合意について

道路交通法（昭和 35 年法律第 105 号）第 44 条第 2 項第 2 号の規定により、次のとおり富山市内の乗合自動車の停留所における旅客の運送の用に供する自動車の停車又は駐車に関して合意したので、次のとおり告示する。

令和 8 年 10 月 7 日

富山県公安委員会委員長 庵 栄伸

1 合意した者

- (1) 北陸信越運輸局
- (2) 富山地方鉄道株式会社
- (3) 水橋コミュニティバス運行協議会
- (4) 富山市
- (5) 富山県公安委員会

2 旅客の運送の用に供する自動車が停車又は駐車をする乗合自動車の停留所の名称等

水橋コミュニティバス運行協議会及び富山地方鉄道株式会社が管理する下記の
停留所とする。

停留所名	所在地
さくらい春景堂前	富山市水橋中村町96番地 1 先
高田医院前	富山市水橋舘町字紺屋作 413番地先
小林建設前	富山市水橋辻ヶ堂2170番地先
水橋漁港前	富山市水橋辻ヶ堂40番地63先
水橋町	富山市水橋町 183番地 9 先
水橋東部団地口	富山市水橋舘町 122番地16先

3 2に停車又は駐車をする旅客の運送の用に供する自動車の範用

富山市が実施する自家用自動車によるスクールバス運行の用に供する自動車

4 2における3の停車又は駐車が道路又は交通の状況により支障がないものとなるようにするため必要と認める事項

2における3の停車又は駐車は、3に係る運行時間内に限るものとする。

~~~~~

公 告

~~~~~

土地改良区の役員の退任

黒部川沿岸土地改良区連合の役員であった次の者が令和８年７月31日退任した旨

届出があったので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第19項の規定により公告する。

令和8年10月7日

富山県知事 新 田 八 朗

職 名	氏 名	住 所
理 事	坪 野 和 夫	下新川郡入善町下山 1111番地
同	扇 原 賢 一	同 同 櫛山 89番地 2
同	杉 原 和 夫	同 同 吉原 745番地
同	舟 川 松 成	同 同 青島 552番地
同	金 森 進	同 同 中沢 402番地
監 事	塚 田 敏 郎	同 同 下飯野4613番地

土地改良区の役員の就任

黒部川沿岸土地改良区連合の役員に次の者が令和8年8月25日就任した旨届出があったので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第19項の規定により公告する。

令和8年10月7日

富山県知事 新 田 八 朗

職 名	氏 名	住 所
理 事	上 田 齊	下新川郡入善町入膳 310番地
同	柳 平 祐 二	同 同 吉原 861番地
同	中 易 雅 人	同 同 浦山新 503番地
同	辻 田 規 和	同 同 八幡 86番地
同	中 野 義 博	同 朝日町山崎 4454番地
監 事	園 芳 範	同 入善町高畠 195番地 3

